

# 経営評価指標の見直し案

資料 3

## 1 経営評価指標の目的

### (1) 経営評価指標とは

経営評価指標とは、公社等外郭団体（以下、「公社等」という。）による自己評価や県による総合評価を行う際に用いる、公社等の経営状況を客観的に評価する参考指標です。

第V期宮城県公社等外郭団体改革計画（以下、「V期計画」という。）では、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」に関する指標を作成しました。

#### 【V期計画における評価】

V期計画では、公社等の経営状況等を評価するに当たって、県（主務課）が主体となって、以下の3つの観点から、A～Dの評価区分により総合的な評価を行い、公表しています。

具体的には、評価の観点のうち、②・③を指標により定量的に評価（A～Dの区分により評価）し、①による定性的評価を踏まえて、最終的に総合的な評価（A～D）を行います。

【評価の観点】	【評価区分】
①公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応	A：概ね良好
②組織運営の健全性	B：改善の余地あり
③財務の健全性	C：改善措置が必要
	D：大いに改善措置が必要

### (2) 経営評価指標の目的

V期計画以前は、公社等の経営状況について各団体による自己評価により評価をしていました。しかし、各団体の評価者間の主観によるばらつきの影響が少なからずあったことから、判断基準を明確にし、一貫性のある評価を行うため、客観的な指標を作成しました。

また、県民サービスの向上の観点から、「見える化」を重視し、公社等の経営状況等をわかりやすくするため、A～Dの区分で評価・公表することとしました。

## 2 見直しの概要

### (1) 見直しの方向性

- ①より公正な指標になるよう既存の指標の内容の見直し
- ②県の関与の適正性を評価するために参考となる指標の導入

(2) 見直しのポイント

①組織運営の健全性

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	<input type="checkbox"/>
			役員報酬規程	<input type="checkbox"/>
			職務分掌規程	<input type="checkbox"/>
			会計規程	<input type="checkbox"/>
			契約規程	<input type="checkbox"/>
			決裁規程	<input type="checkbox"/>
			給与規程	<input type="checkbox"/>
			退職手当規程	<input type="checkbox"/>
施設等の管理規程	<input type="checkbox"/>			
2	コンプライアンスの確保 （経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	<input type="checkbox"/>
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	<input type="checkbox"/>
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	<input type="checkbox"/>
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	<input type="checkbox"/>
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	<input type="checkbox"/>
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	<input type="checkbox"/>
○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	<input type="checkbox"/>			
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	<input type="checkbox"/>			
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	<input type="checkbox"/>			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

整備「予定」を評価する意義は乏しいため削除

No.	項目	評価内容	評価	
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2
			定款（寄附行為）	<input type="checkbox"/>
			役員等名簿	<input type="checkbox"/>
			事業計画書	<input type="checkbox"/>
			収支予算書（収支計画）	<input type="checkbox"/>
			事業（営業）報告書	<input type="checkbox"/>
			収支計算書	<input type="checkbox"/>
			貸借対照表	<input type="checkbox"/>
			損益計算書（正味財産増減計算書）	<input type="checkbox"/>
			財産目録	<input type="checkbox"/>
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	<input type="checkbox"/>			
役員の報酬・退職金に関する規定	<input type="checkbox"/>			
<b>合計</b> （10点満点）			0	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
		D

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

②財務の健全性

No.	項目	評価内容	評価	
1	<p>(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況</p>	<p>正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。</p>	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4
			①収支相償に関する記載について、単年度での評価が困難なため削除 ②公益法人とそれ以外の評価内容について、より分かりやすい指標とするため統一	
	<p>(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況</p>	<p>一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。</p>	①3期連続減少又は赤字	0
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1
			③当期のみ増加又は黒字	2
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3
			⑤3期連続増加又は黒字	4
2	<p>(公益法人会計) 正味財産比率の状況</p>	<p>財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]</p>	①正味財産比率が30%未満	0
			②正味財産比率が30%以上	2
	<p>(企業会計) 自己資本比率の状況</p>	<p>財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]</p>	①自己資本比率が30%未満	0
			②自己資本比率が30%以上	2
3	<p>短期的支払能力の適 正性【流動比率】</p>	<p>流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]</p>	①下記以外	0
			②当期100%以上	1

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 財務の健全性評価と関連性が低い ため削除	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0
			②①又は③以外	1
			③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2
5	借入金の抑制【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0
			②当期≤前期、又は当期≤前々期	1
			③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか	①累積あり	0
			②累積なし	2
			<b>合計</b> (13点満点)	<b>0</b>

この評価方法では借入金依存度が低い団体であっても依存度が上昇傾向のときは低い評価となるため、0%以下という基準による評価に変更

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
		D

<参考指標>

合計点が  
 11~13点の場合：A (概ね良好)  
 7~10点の場合：B (改善の余地あり)  
 3~6点の場合：C (改善措置が必要)  
 0~2点の場合：D (大いに改善措置が必要)

※その他、新たに以下の指標の追加を検討しています。

- 固定比率：中長期的な財務の安定性
- 管理費(販管費)比率：経費削減の程度
- 総資本回転率：資産の有効活用程度

(3) 指標の新設

① 県の関与の程度：公社等に対する県の財政的及び人的関与の程度を評価

【指標イメージ】

評価項目	評価項目例
出資（出えん）の状況	県出資割合が50%以上である
補助金等の状況	総収入に占める県補助金等の割合が50%以上である
貸付の状況	当年度県から貸付けを行った
損失補償（債務保証）の状況	県が損失補償等を行っている
県職員派遣の状況	県職員を団体の役員に派遣している
充て職の状況	県職員が団体の代表者に充て職により就任している
県退職者の再就職の状況	県退職者が団体の職員に再就職している

② 事業の公益性：公社等が実施する事業の公益性について設立目的や事業主体の代替性、県施策との関連性等から評価

【指標イメージ】

評価項目	評価項目例
設立目的の有効性	設立目的は現在も有効である
業務実施主体の代替性	民間事業者による実施が著しく困難である
県施策との関連性	団体の事業が県の長期計画に位置付けられている
県民福祉の向上	団体の事業を廃止した場合、県民生活に重大な支障が生じる

3 新指標の活用イメージ

(1) 県の関与の程度・事業の公益性について「見える化」

指標を用いることで、各公社等に対する県の関与の程度や、公社等の実施する事業の公益性をわかりやすく、客観的に把握します。

(2) 総合評価の実施

各指標から導かれた定量的な評価を基に、公社等の使命や県が期待する役割、団体の特殊事情、社会情勢などを踏まえ、団体の経営状況や自立性について県（所管課）が主導して総合的な評価を行い、県による助言・指導に活用します。